

広島県告示第二百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

寺谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		群市・町	
木ノ庄町		町	
市原		大字	
坂根平		西山	坂根平
一七六九番二	一七六六番	一七六二番	一七八九番一 地先里道敷
〇号、一七六九番二 標柱七号、八号、九号、一 〇号、一七六六番 標柱五号、六号、一三号及 び一四号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号